

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 医療法人 A
B（同上理事長）
被申立人 全国朝日放送株式会社

．申立に至る経緯

2000年5月28日、熊本県天草町で乗用車が崖下に転落し、乗っていた熊本市内のC病院の副理事長や看護部長ら4名全員が死亡するという事故が起きた。同年8月6日、全国朝日放送株式会社（以下、テレビ朝日又は被申立人という）は、午後6時56分からの情報番組『週刊ワイドコロシム』でこの事故を“熊本・謎の自動車事故”というタイトルで取上げ、約40分間にわたって放送した。（注 当該情報番組は同年9月10日で終了）

この放送に対して、当病院を経営している医療法人AとAを代表するB理事長（以下、申立人という）は、「本件番組は、当該事故を保険金目的の殺人事件の可能性が高いと報道し、申立人の名誉・信用を毀損している」と抗議し訂正放送と謝罪を要求した。

一方、テレビ朝日は、「番組は、警察の杜撰な対応を検証するのが狙いで、保険金目的の事故と捉える意図はない」と主張、話し合いは進展しないまま年を越えた。

2001年2月2日、テレビ朝日は、「検察庁の処分がなされた時点で、情報系の番組で取上げる。その際警察が送致に当たって発表した保険金殺人疑惑がないとの意見を付記する」旨申し入れた。

2001年7月27日、熊本地方検察庁は「事故は、運転ミスによるもので、保険契約と事故は無関係」との最終処分及びコメントを発表した。テレ

テレビ朝日は7月30日午前8時からの『スーパーモーニング』の中で、この地検の最終処分内容を放送したが、申立人は、「極めて不十分な放送内容で、当方の名誉・信用に対する甚大な被害を回復するに足りない」として、8月2日、BRCに申し立てたものである。

・申立人の申立要旨

当該事故は「客観的状況から過失の可能性が高い」のに、本件番組は「故意の蓋然性が高く、作為的事故の可能性が一番高い」と伝え、更に「事故が保険金目的のものである旨の疑惑をかき立てる報道」を行った。この報道によって、申立人は名誉・信用に大きなダメージを受け、病院収入も一時期激減し、未だに完全回復には至っていない。テレビ朝日は、熊本地検の最終処分発表時に「適切な放送を行うことによって申立人の名誉回復をはかる」旨回答してきたが、2001年7月30日に地検最終処分を伝えたテレビ朝日の放送は、謝罪・反省がない上時間も短く、申立人が受けた甚大な被害を回復するに足るものではない。

1. 本件番組の放送内容について

(1) 事故原因について

本件事故は、客観的状況から考えて過失による事故の可能性が高いのに、テレビ朝日は、敢えてこの点を無視して、「桁違いに故意の蓋然性が高い」「作為的事故である可能性が一番高い」と報道した。この報道は、テレビ朝日のスタッフと現地調査を行ったという交通事故鑑定人の確率的論証の結果が基礎となっている事は明らかであるが、その内容は誤りである。

更に、検察庁は警察とともに、事故後約1年2か月もの間綿密な捜査を行い、事故は運転者の前方不注視によるものと断定し、業務上過失致死事件として立件した上、被疑者死亡により不起訴処分としている。これは、本件事故は運転者の故意によるもの(自殺・殺人)ではありえず、改めて「前方不注視による過失事故」と認めたものであり、テレビ朝日の事故原因報道は誤りである。

(2) 虚偽報道について

テレビ朝日は、本件番組で視聴者に疑惑を抱かせるべく、次のような虚偽の報道を行っている。

死亡した運転者は、通常、普通乗用車を運転していたが、番組では「軽しか乗っていないという話を聞いた」と報道し、視聴者に疑惑を抱かせた。

「椿公園に4人が食事をした跡がある」と病院関係者が証言しているが、

番組では、椿公園から100キロ離れた食堂で4人を目撃した旨の情報を、何ら裏付け調査をすることなく報道し、病院関係者の言葉に疑惑を抱かせた。

保険金請求の必要上、死体検案書のコピーを初七日法要後に医師に届けたのに、事故直後にコピーを送った旨の嘘の報道をされ、さらに「保険の手続きでそういう手早いはありませんね」とコメントした。

「警察は事故から事件に変えて捜査を始めている」「当初単純な事故として処理してしまったが、現在は殺人事件として腰を据えて捜査を行った」等のあり得ない事実を報道した。

こうした根拠のない憶測を放送され、申立人は疑惑をかき立てられた。

(3) 保険金疑惑報道について

本件事故は、保険金目的で行われた自殺又は他殺という犯罪である可能性は全くないにもかかわらず、テレビ朝日は、「保険の問題とか色々疑問が多い訳ですから」「無理心中事件、そして殺人の可能性も十分あるわけですよ」などと保険金目的の殺人事件の可能性が高い旨報道した。

死亡した副理事長Dにかけられていた保険は、法人契約の事業者保険であり、保険掛け金が経営を圧迫する事は全くなく、逆に節税効果があるものであって疑惑の根拠とはなり得ない。E、F両理事の保険も、理事としての立場上かけられた法人契約の保険で、こうした点は、適切な取材をすれば容易にわかったはずである。しかし、テレビ朝日はこれらの事情をことさら無視して、逆に、「驚く事に64億円の保険がかけられていた。これは高いわ、半端じゃないわ。不思議ですね・・・」「一看護婦にですよ、2億も3億もかけているんですよ・・・」「57億円だとしても、命の値段としては法外としかいいようがないですね」「掛け金だけでも大変でしょう」などと、ことさらに、本件事故が保険金目的のものである旨の疑惑をかき立てる報道をした。

(4) 週刊誌報道等との関連について

2000年8月6日に本件番組が放送されるまでの間に、写真週刊誌『フォーカス』が3回にわたって、申立人(B)の実名写真入りで、事故は保険金目的に故意に引き起こされたものという虚偽内容の記事を伝え、申立人を誹謗中傷した。その最中に、強い影響力をもつテレビ局である被申立人が同じ内容の報道をしたことによって、申立人らは疑惑をさらに強くかき立てられ、名誉・信用に対する極めて大きなダメージを受けた。テレビ朝日が、フォーカスの報道を引用していることは、番組上明らかであり、民法上、本件

番組とフォーカス等の報道は、客観的共同が認められる共同不法行為である。こうした報道後に、設立以来30年にわたって、入院患者満床を続けてきたAの入院患者数が激減したことは、本件番組等の影響以外に考えられない。患者数減による被害額は現在までに数億円に上っている。

2. 地検最終処分時の対応について

テレビ朝日の不当、違法な報道によって重大な権利侵害を受けた申立人らは、本件番組放送後、多数回にわたって相手方に訂正・謝罪放送を申し入れてきた。

年が明けた2001年2月2日テレビ朝日は、最終的に検察庁が本件交通事故の処分を決めた時点で「適切な放送を行うことにより申立人の名誉回復をはかる旨」提案してきた。

同年7月27日熊本地検は「事故は、運転ミスによるもので、保険契約と事故は無関係」という最終処分を発表、これを受けてテレビ朝日は7月30日午前8時からの『スーパーモーニング』の中で、この地検の最終処分について放送した。しかし放送内容は、謝罪も反省もなく時間も短く極めて不十分なものであって、当初の報道により傷つけられた申立人らの名誉・信用をなんら回復するものではなかった。

・被申立人の答弁要旨

本件番組は、地元有力病院の副理事長ら4名が死亡するという重大事故にもかかわらず、安直に単純な事故との見込みで事故捜査に当たった警察の杜撰な対応を検証するのが狙いであった。申立人が云うような保険金詐欺目的の事故と捉えるような意図は毛頭なく、かつ視聴者にそのような印象を与えていないと確信している。また、地検の最終処分発表段階に、「本件事故が保険金詐欺目的の事故と認めることが出来ない」と放送で示す旨申し入れ、2001年7月30日の放送で「本件事故と保険金とは無関係とした熊本地方検察庁の判断は相当である」旨コメントした。申立人の主張は事実を誤認している。

1. 本件番組の放送内容について

(1) 事故原因について

本件事故は、「約2.5メートルの狭隘なガードレールの間隙を幅員約1.8メートルの自動車が通過しているが、ブレーキ痕やガードレールの擦過痕等がない」など不可解な点が多い事故だった。事故態様から推測される事故原

因を逐一検討した結果、居眠り運転やハンドル、ブレーキの操作ミスという単純な原因による事故との蓋然性は極めて乏しいという結論に至り、かえってアルコールもしくは薬物による操作ミスあるいは自殺等を目的とする故意の飛び出しの可能性が高い事故と確認した。本番組は、こうした可能性を解明する努力を怠ったとしか考えられない警察の杜撰さを指摘し、捜査当局の努力喚起を促す目的で制作したものである。その結果、番組の意図どおり捜査当局は長期にわたって慎重かつ真摯な捜査を行ったのであって、これは番組による効果である。前方不注視などによる過失事故と認定した当局の結論は、結局業務上過失致死を超える刑事司法上の証拠に乏しいというに過ぎず、本番組の誤謬を示唆するものではない。本件事故が保険金詐欺等の犯罪を推認しうるものではないとの事実は認めるが、何等かの理由に基づく作為的に作出された可能性が全くないとの主張は否認する。事故の客観的状況から考えて過失による事故の可能性が高いとの事実は否認する。

(2) 虚偽報道について

申立人が主張する「虚偽報道を行った」との事実は否認する。

「軽しか乗っていない云々」は、事故車の引き上げ作業員に警察官が事故原因を推察した見解を述べていた取材結果に基づくものである。

食事場所については、「こういう目撃証言もある」と伝えたままで、そこで食事を摂った旨断定はしていない。

「死体検案書のコピーをいつ医師に届けたか」は、当該医師にインタビューした際「6月1日前後に検案書のコピーが送られてきた」との取材結果が得られたことからその旨放送したものである。

事故発生後しばらくして、警察当局が椿公園などに目撃者探しの立看板を出すなど一般交通事故とは異なる捜査を行うようになった状況を伝えた。

「殺人事件として腰を据えて捜査云々」との放送部分は存在しない。

(3) 保険金疑惑報道について

本件事故が、保険金目的で行われた自殺又は他殺という犯罪と推認しうるものでない事実は認めるが、保険金目的の殺人事件の可能性が高い旨報道したとの事実は否認する。

死亡したD副理事長とE、F両理事を被保険者とする保険契約が事業者契約である事実、掛け金が経費控除される事実は認める。この点については、放送時において取材によって確認している。

テレビ朝日としては、先行するマスメディアの報道内容から本件事故が保険金詐欺目的のもとに作出された事故ではないかとの視点から調査を行った

が、運転者自身が死亡し、本人及びその周囲の者に特段の利得が発生していないこと、申立人に取材を拒絶され背景事情が解明できないことなどから、本件事故が保険金詐欺目的と認めるに足る資料はないと判断した。これによって保険金詐欺目的との視点もしくは方向性をもった番組制作は避けたのであって、その旨の疑惑をかき立てる報道であるとの主張は否認する。

(4) 週刊誌報道等との関連について

申立人は、マスコミ全てが本件事故を保険金詐欺目的の仮装事故として報道しているものとの強い思い込みを持っている。そのため申立人は、『フォーカス』等の報道内容と本番組の放送内容を多分に混同している。テレビ朝日は、本件事故を取上げたほかのメディアとは全く独立して取材活動を行っており、情報の交換や共同取材等は一切ない。申立人は、テレビ朝日と『フォーカス』等とは「共同不法行為」に当たると主張するが、この主張は、申立人のマスコミ全体に対する思い込みに由来しているものと思料される。ともあれ、テレビ朝日は、番組で申立人が保険金詐欺目的で本件事故を作出したと指摘した事実はないので不法行為自体成立しない。

また、申立人（医療法人A）の収入の減少については知り得ないが、仮に収入が減少したとしても本番組との因果関係はない。

2. 地検最終処分時の対応について

申立人との話し合いは平行線をたどっていたが、2001年2月2日、テレビ朝日は「本件事故については、検察庁の処分（被疑者死亡）がなされた時点で、情報系の番組で取上げる。その際、警察が送致にあたり発表した、保険金殺人疑惑がないとの警察の意見を付記する」と申立人に提案した。

2001年7月27日熊本地検が最終処分を発表、これを受けてテレビ朝日は同年7月30日の『スーパーモーニング』において、上記検察庁の処分を掲載した朝日新聞記事を掲示して、「本件事故と保険金とは無関係とした熊本地検の判断は相当である」旨コメントした。同日は参議院選挙の開票日で、話題は専ら選挙関係ニュースであったが、時期を逸すると本件事故を放送する価値が低減することからあえて放送に踏み切ったものである。

. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

1. 放送内容について

申立人は、本件放送は“事故は保険金目的のものである”旨の疑惑をかきたてる報道であり、これによって申立人はその名誉・信用に重大なる損害を受けたと主張する。これに対しテレビ朝日は、本件放送は警察の杜撰な捜査に対する問題提起のためのキャンペーンとして企画された番組であり、保険金詐欺目的の事故という視点から制作されたものではない。したがって視聴者にそのような印象は与えていないと主張している。

(1) 番組の構成

“熊本・謎の転落事故”のタイトルで放映された本件番組は、リポーターによる事故現場周辺の取材ビデオテープとスタジオ部分で構成されている。ビデオテープの冒頭には“総額64億円”などのスーパーが表示され、「熊本県天草で交通事故が起き乗っていた4人が死亡、さらに驚くことに、この4人には総額でおよそ64億円の保険がかけられていたのである」とのナレーションで始まる。続いて事故原因の検証と死亡した4人の事故当日の足取り、4人が働いていた病院の状況、4人にかけていた保険金などについての説明がされている。最後に「保険の面だけ考えても巨額すぎ、法外としか言いようがない。やっぱりそこらへんに何か不可思議なものがあるし、また、事故の方もなかなか納得できない面がある。まあ、両方考えると、摩訶不思議な事件で、まだまだ謎が多いだらうということが言えるでしょうね」というコメンテーターの発言で締めくくられている。

(2) 事故原因について

事故原因については、現場とその客観的状況及びこれに基づいて考えられる問題点を仔細に検討した結果、過失よりも故意による可能性が高いと判断している。この点について鑑定人に、居眠り運転は100%近くあり得ず、運転ミスという蓋然性は非常に低い、過失と故意の蓋然性を比較すればはるかに後者の方が高いものと繰り返し強調させ、「やっぱり一番可能性が高いのは作為的な事故、つまり、まあ落ちる気で落ちこちたという事故の可能性が一番高いと思うんですね」とのコメンテーターの発言で締めくくられている。

(3) 保険金について

前述の取材ビデオテープのナレーションの前に、本件番組の説明として冒頭に、「現場はカーブの多い山道にもかかわらず、ブレーキの跡もありませんでした。さらに警察の調べ方や、そして乗っていた人に高額な保険金がかけていたことなど不思議な点が数多くあります」と述べており、事故の

不自然さとならんで保険金の問題が話題の中心であることを示している。また、検死に当たった医師に対するビデオテープの冒頭のナレーションには、次のような説明がある。

「保険関係者の調査によれば、亡くなった理事長夫人には、史上まれにみる57億5000万円の高額な保険がかけられていたといえます。さらに残る3人の看護婦のうち2人には3億1000万円ずつ、合わせておよそ64億円の保険金がかかけられていたといわれています。また、病院には総額でおよそ68億円の根抵当が設定されていたのです」と述べ、そのサブタイトルは“熊本・天草疑惑の転落事故 仰天！！保険金4人で64億！？”となっている。

なお、本ビデオテープでは、保険金の請求のためには死体検案書のコピーが必要なことを述べた上、検死医のもとにその署名捺印を求める死体検案書のコピーがあまりにも速やかに送られてきたと述べられている。

2. 名誉毀損の有無～事故と保険金の関連性について～

(1) 本件番組は、地元有力病院の副理事長ら4名が死亡した重大な事故であり、かつ巨額な保険金がかかけられていた事実を扱ったものであるから、一般市民の関心事として公共性が認められる。また、本件番組は、警察の杜撰な捜査を検証しようとする意図に出たものであり、公益目的があったものと認められる。

(2) テレビ朝日は、保険金問題についても報道しているが、それについては本件事故と関連付けるものではなく、単に事故の客観的状況の不可解さを示す例示に過ぎないと主張している。しかし、そうしたテレビ局の意図にもかかわらず、本件番組は事故の不自然さと保険の不自然さを二本の柱として構成され、一般視聴者に疑惑をいだかせる内容になっている。

ことに、死体検案書に関連する事項は何ら捜査の杜撰さとは関係がないし、また事故の客観的状況の不可解さを示すものでもない。この件に関する放送は、病院に設置された根抵当権の存在を示すことによって、なぜそのように保険金請求を急ぐのかと、申立人の行動に対して疑いの目を向けているに過ぎない。テレビ朝日は多額の保険金に関連して、事故原因を究明せよと警察に迫っているのがあって、結局、事故の不自然さと保険金の疑惑がセットとなって番組が構成されているとみなさざるを得ない。

(3) 本件事故の原因については、テレビ朝日は私的鑑定人による現場の事故状況の解析から当時の速度その他を割り出し、そのことを作為的な事故の有力

な根拠にしているが、そのみでは故意による事故と決定づけることは困難である。しかも、運転者に故意に事故を起こす原因や動機も見出せなかったことなどを併せ考えれば、本件事故が作為的な事故であったと信じるに足りる理由があったとは認められない。

にもかかわらず、番組では「これを単なる事故と思ったら、警察官はバカというしかないと思う。殺人事件の可能性もあるわけですよ」というコメントの発言に対し、司会者が、「警察は現在“事故”から“事件”に変えて捜査を始めているということなんですね」とつなぎ、さらにコメントーターが「マスコミに騒がれて、今度は、やっぱしおかしいなということで、腰を据えて捜査に入った、もしくは県警本部が入ったのかもしれないですね」などと発言し、マスコミの効果を強調しつつ疑惑を一層かきたてる放送内容となっている。

- (4) 保険金疑惑については、本件保険の保険金額は巨額であるが、法人契約によるもので申立人が経営する病院の年収から見ればあえて不自然というには足りないこと、また、当時自殺を敢行してまで保険金を取得させるような急迫状態も認められないこと等から判断すれば、放送内容が保険金疑惑に結びつかないよう慎重な配慮が必要であった。

しかも、本件番組は週刊誌等による集中的な報道を端緒としており、その内容は熟知されていたわけであるから、放送により相乗効果が発生することは十分予見が可能であった。このような場合は、放送内容に特段の注意が求められるにもかかわらず、テレビ朝日にはそれらの配慮が不十分であった。そのため、視聴者に作為的な事故との印象を与え、保険金目当ての事故ではなかったかとの疑惑をかき立てる内容となり、申立人の名誉・信用を毀損することになった。

なお、以上の判断について別紙の少数意見があった。

3. 最終処分時の対応について～回復措置はとられたか～

申立人および被申立人はそれぞれその代理人を通じて、本件放送以来、これをめぐり交渉を継続してきたのであるが、2001年2月2日、被申立代理人より申立代理人に対しファックスにより、以下の提案がなされた。

本件事故については、検察庁の処分がなされた時点で、情報系の番組で

取り上げる。その際、警察が送致に当たり発表した、保険金殺人疑惑がないとの警察の意見を付記する。

同番組において、保険金殺人疑惑について、出演の機会があれば本職、場合によっては他の弁護士のコメンテーターにおいて、保険金殺人を推認もしくは推察させる状況にはないことをコメントする。

これに対して同年2月3日、申立代理人は次のとおり回答した。

本件についての当方の要求要望については既に詳細に御通知しているところです。従いまして今回ご提案の貴社放送が満足すべきものかどうかを見極め、和解をするか、さらに名誉回復の手続きを図るべきかを考えます。

なお、医療法人A及びBの名誉・信用の侵害に対し、これを回復するための十分な努力がなされているか、又、両名に対する謝罪の意図ないし責任の自覚が十分にうかがえるか否かの点を特に注視しております。

以上のファックスの交換を見れば、検察庁の最終処分を受けてのテレビ朝日の放送が申立人の満足のゆくものであれば、本件は円満解決されたはずである。しかし、申立人はこの放送内容を不満として本件申立てに及んだのである。

そこで、その不当を判断するため、2001年7月30日『スーパーモーニング』でテレビ朝日が行った、最終処分時の放送の関係部分を以下に引用する。

「今回、9か月の慎重な捜査の結果、一応の結論が出たんですけども、その新聞記事に書かれてますように……。まあ結局、これは交通事故なんだと。それと保険金とは無関係なんだというような結論が出ました。まあ～あの～いろいろね～風聞が飛び交ったんですけどね、やはり、あの保険金事故っていうのはですね、利得犯ですから。やっぱし、やった人間が死んじゃ何の意味もないんで、もともとの概念に保険金詐欺と馴染まない部分があるんですね。それから一部、マインドコントロールじゃないかという話もあったんですけども、これはカルトとか、そういうもんなら別ですけども、一般事件なら考えられないことなんで、まあこういう結論ってのは地検の結論、まあ相当なのかなという風に思いますね。」

以上のコメントは、客観的に見れば、テレビ朝日としては事故の原因について未だ十分納得できないし、疑惑が払拭されたわけではないが、検察の結論が出た以上は仕方がないだろう、という趣旨に理解される。少なくともそこに申立人に対する謝罪や訂正等の姿勢を見出すことはできず、申立人がこれを不満とする心情は肯定することができる。

4 . 結論と措置

テレビ放送による名誉毀損についての判断は、一般視聴者が放送を一見して通常感じる印象を基準とすべきものと考えられている。

テレビ朝日は本件番組について、その制作意図は警察の杜撰な捜査に対する問題提起であり、視聴者に保険金詐欺目的の事故等の印象を与えるものではないと主張する。メディアとしては、疑惑が存在する以上、取材を重ね、相当な裏付けを得た上で問題提起し、場合によって告発することも、その重要な役割の一つである。しかし、本件番組は十分な裏付けがないまま、事故の不自然さと保険金の疑惑がセットとなって構成されており、申立人に対する配慮に欠けるところがあった。このため、一般視聴者に「本件事故は作為的事故であり、保険金目的のものではないか」との疑惑を抱かせることになったものと判断する。

また、本件番組が意図したような調査報道において、捜査機関である検察庁が最終的に疑惑を否定する判断を行った場合には、報道機関はそれを覆すに足りる証拠を持っているか、またはそれを入手する可能性がない限り、相応の名誉回復措置を取るべきものとする。

以上に述べたとおり、本委員会は、本件放送が申立人の名誉を毀損し、信用を失墜させたにもかかわらず、その回復措置は不十分なものであったと判断する。よって、テレビ朝日は委員会決定の主旨を放送して申立人の名誉・信用の回復を図るとともに、今後の報道に当たっては、十分な裏付け取材と放送上の慎重な配慮を行い、人権を侵害することのないよう勧告する。

なお、別紙で述べた理由から、以下のような少数意見があった。

「本件番組は申立人の名誉・信用を毀損したとまでは言えないものの、放送倫理上重大な問題があったと考える。また検察の最終処分を受けてのテレビ朝日の放送も申立人への配慮をはじめ問題点の是正・改善の点で十分とは認められない。よって、テレビ朝日は委員会決定の主旨を放送するとともに、今後の調査報道に当たっては、放送倫理と人権に一層配慮することを強く要望する。」

別 紙

多数意見が指摘するように、本件番組は事故の不自然さと保険金疑惑を結び付けて受け取られる余地があるのは確かである。

とはいえ、本件番組が取り上げた事柄は公共的性格が強く、その報道には

公益性が認められ、また番組では本件自動車事故が単純な事故ではなく、警察の処理等の対応も杜撰であったなどとする主張を一定の根拠に立脚して提示している。さらに、事故と保険金疑惑との関係についても、番組中での保険金問題のウエイトはそれほど大きくないのに加えて、疑惑を断定するような表現は一切使われておらず、高額についての疑問も法人契約という性格や節税の意味合いもある旨の専門家の発言である種のバランスをとる努力もうかがえる。

なお、申立人の取材拒否的な対応により病院側の言い分、裏付けを確保する取材に一定の困難があったことも推測できる。

以上の点を考慮すると、本件番組は事故が保険金目当ての事故であるとの疑惑をいたずらにかき立て、申立人の名誉・信用を毀損するとまでは言えない。

しかしながら、本件番組は、事故原因についての番組の主張に十分かつ説得的な裏付けを欠き、番組が主張する警察の対応の杜撰さを徹底的に調査・取材し、問題を深く掘り下げる姿勢が希薄で、その努力も不足している。さらに、事故の不自然さと高額な保険金とを結び付け、保険金疑惑を示唆するような安易で一面的な表現や番組構成がみられ、申立人側の立場や主張を番組に反映する努力も尽くされているとは言い難い。

このような点で、本件番組は求められる調査報道のあり方や放送倫理の点で重大な問題を内包していると言わなければならない。

・審理経過

審理経過は以下の通りである。

審 理 経 過

年 月 日	審 理 内 容
2001.8.2	申立人から「申立書」受理
8.6	「申立書」を被申立人に送付
8.16	被申立人から「答弁書」受理
8.17	「答弁書」を申立人に送付
8.21	委員会で経緯説明
8.29	被申立人から放送済みテープ受理
9.18	委員会・審理入り決定
9.27	申立人から「反論書」受理
9.28	被申立人に「反論書」送付、「再答弁書」要請
10.2	第1回起草委員会
10.12	被申立人から「再答弁書」受理
10.16	委員会審理
11.6	第2回起草委員会
11.20	委員会審理
12.18	委員会審理
2002.1.15	委員会・ヒアリングと審理
1.22	第3回起草委員会
2.14	第4回起草委員会
2.19	委員会・決定原案審理
3.5	第5回起草委員会
3.19	委員会・決定原案了承
3.26	委員会決定、通知・公表